

# ハイチのクー＝デター（2004.2.29）と国際法

Coup d'etat in Haiti (2004.2.29) and int'l law

稲原 泰平  
Yasuhei Inahara

## 〈目 次〉

- 【Ⅰ】序文
- 【Ⅱ】事実の概要
- 【Ⅲ】国際法上の問題点
  - (1) 政府承認に関する正統主義
  - (2) ハイチに対する周辺諸国の対応
  - (3) 国連・OAS・CARICOMの対応
- 【Ⅳ】結語

## 【Ⅰ】序文

ハイチ共和国 Republic of Haiti は人口 822 万人（2002 年推定）、1 人当たり GNP が 440 ドル（2002 年）のカリブ海の小国であり、世界の最貧国の 1 つである。地理学的にはイスパニョーラ島 Hispaniola の西 1/3 を占め、同島東部のドミニカ共和国 Dominican Republic と国境を接する。地政学的には所謂“アメリカの裏庭 Our Back Yard”<sup>(1)</sup> に位置し、他のカリブ海諸国と同様、アメリカの勢力圏下にある。それと同時に他のラテン＝アメリカ諸国と共通の地域的特徴を持っている。それは革命やクー＝デターをたびたび経験してきた政治的不安定性である。かつては貧困もラテン＝アメリカ諸国の通有性として指摘されたが、今日ではメキシコ、アルゼンチンやブラジル、それに産油国のベネズエラ＝ボリバル共和国は言うまでも無く、カリブ海の大半の国家も最貧状態を脱し、1 人当たり国民所得は数千ドルから 1 万ドル以上（2002 年）に達している。ラテン＝アメリカの 33 の独立国のうち、1 人当たり国民所得が 1000 ドル未満の国家はホンジュラス（920 ドル）、ボリビア（900 ドル）、ガイアナ（840 ドル）、ハイチ（440 ドル）、ニカラグア（370 ドル）の 5 カ国に過ぎない<sup>(2)</sup>。裏から言えば、ハイチを始めとするこれらの国々は、政治的不安定と貧困というかつてのラテン＝アメリカ諸国の地域的特徴から脱却しえていない問題国なのである。

ハイチは 1492 年 12 月 6 日にコロンブス Christophorus Columbus（1446～1506）が到着してその存在がヨーロッパに知られ、1697 年にフランスの植民地となった。ハイチの名は先住民タイノ＝アラクワ族の言葉である“山々の高くそびえる地＝Ayiti”に由来するが、その先住民もヨ

ーロッパから持ち込まれた疾病の流行で絶滅してしまい、労働力を確保するためにアフリカからの奴隷貿易が始まった。<sup>(3)</sup> 1791 年にフランス革命（1789 年）の影響を受けた解放黒人奴隷による独立運動が起き、1804 年 1 月 1 日に独立を宣言し、世界最初の植民地からの黒人独立国家となった（米州機構 OAS の常任理事会 Permanent Council は 2003 年 12 月 17 日、ハイチの独立 200 年に祝意を表する決議 855（1394/03）を採択している）。その後、20 世紀に入ると、1915 年から 34 年までの 20 年にわたり米軍の占領を受け、1957 年から 86 年までの 29 年間にわたりフランソワ＝デュヴァリエ Francois Duvalier（1907～71）とその息子が大統領職を独占して独裁制をしいた。ようやく 1987 年に独裁制を排除した新憲法が国民投票で承認され<sup>(4)</sup>、翌 88 年の大統領選でレスリー＝マニガが当選し、31 年ぶりに民政復帰が実現した。同年 9 月、大統領警護隊司令官がクー＝デターを起こし大統領に就任したが、アメリカの民主化要求で 90 年 3 月に辞任した。そして同年 12 月の大統領選挙で左派のジャン＝ベルトラン＝アリスティド Jean Bertrand Aristide（1953. 7. 15～）元神父が選出されたものの、翌 91 年 9 月、ラウル＝セドラ陸軍司令官のクー＝デターでアリスティドは国外に亡命した。1994 年 7 月 31 日、国連安保理がその決議 SCR940（1994）でハイチの民政復帰のための多国籍軍の武力行使を容認したのを受けて、米軍が 9 月に進駐した。10 月 10 日、セドラ司令官らは亡命し、10 月 15 日にアリスティドが約 3 年ぶりに帰国し復権した。しかし、その後のハイチの国内政局は混迷を脱し得ず、1996 年 2 月 7 日に大統領職を退任したアリスティドは 2000 年 11 月 26 日の大統領選で再復帰を果たしたが、2003 年に入ると、各地で反アリスティド派の

武力闘争が発生し、ついに2004年2月29日、彼は米軍機で中央アフリカ共和国に向けて出国し反政府武装勢力のクーデターは成功した。

このハイチの歴史から垣間見えるのは、貧困を脱し得ないままに独裁制とクーデターと暗殺を繰り返してきたガラパゴス島のような進歩の止まった国の姿である<sup>(5)</sup>。本稿の目的は2004年2月29日に成功したクーデターの直接的事実的プロセスを跡付け、今回のクーデターの国際法上の性格や意味を探求することにある。縦令、

ガラパゴス島のような国家であっても、国連加盟国であり、米州機構 Organization of American States (OAS)<sup>(6)</sup> やカリブ共同体・共同市場 Caribbean Community and Common Market (CARICOM)<sup>(7)</sup> にも加盟し、アメリカよりの国際協調路線をとって国際法を遵守する意思と能力を示している以上、この国のクーデターを現行の国際法の下で評価し彼らの将来の進路の参考に供することができるからである。

(注)

- (1) この言葉はアメリカの軍事的影響力が直接及ぶカリブ海地域だけでなく、アメリカ資本主義の後背地としてアメリカの経済的・政治的勢力圏に属する中南米大陸をも含む概念である。See, e. g., Andrew Reding, Why Washington is isolated in its own back yard ([http://www.worldpolicy.org/global-rights/usa/2003-0325-Globe & Mail-USisolation. html](http://www.worldpolicy.org/global-rights/usa/2003-0325-Globe%20&%20Mail-USisolation.html)) ; Chris Mooney, In our own back yard NAFTA allows foreign corporations to evade state regulations by suing the US before international tribunals. One of the most important of these little-known cases originated in Boston ([http://www.bostonphoenix.com/boston/news\\_features/top/features/documents/01791880. htm](http://www.bostonphoenix.com/boston/news_features/top/features/documents/01791880.htm))
- (2) 『2004 World Yearbook 世界年鑑』共同通信社刊, 2004, pp. 453 ~ 503.
- (3) 山本太郎 “ハイチはなぜ貧しいのか”, 『世界週報』2003. 10. 21, pp. 62 ~ 63.
- (4) “間接的にはもちろん、合衆国憲法が1791年のフランス憲法に影響を及ぼしていた。次にフランスは、1812年のスペインのカディス憲法に影響を与えた。…カディス憲法からベルギーの1831年憲法に至るまでの間に、ヨーロッパ立憲主義には中絶があった。しかし、世界中の立憲主義が眠っていたわけではなかった。立憲主義がラテン・アメリカ諸国で発展したのがこの時期である。これらの諸国が独立を達成すると、すべての国が憲法を発展させた。アメリカ憲法の理念が南へ移り、立憲主義はリオグランデの南で生じた。またカディス憲法の理念は西へ移り、新世界に到達した。そしてこれらの融合した勢力は、1980年代の末までにラテン・アメリカの地で、ほぼ300の憲法を生み出した。しかし、中米及びカリブ海地域にある1国だけは例外であった — その国が

- 持った5つの憲法のいずれも、1812年のスペイン憲法に影響を受けなかった。その例外の国とはハイチで、そこではフランスの植民地支配者に対する革命が独立を引き起こし、そして1801年、1805年、1806年、1807年及び1811年の諸憲法を創り出した。” A. P. ブラウスタイン著 (西 修訳) 『世界の憲法 — その生成と発展 —』成文堂刊, 1994, pp. 30 ~ 32. ここには、ハイチの憲法史的な独自の事情が指摘されている。
- (5) 文明国とは程遠いハイチの国内政治史については、浦野起央教授編著の労作『20世紀世界紛争事典 Data Book of Resistance, Conflict and War 1900-1997』三省堂刊, 2000, pp. 1150 ~ 1154 に簡潔にまとめられている。又、2003年度には医師の立場から、“失業率は70%を超え、国民の2/3以上が、世界銀行が定める貧困ライン以下の生活を送っている。成人の約10%がHIV(エイズウイルス)に感染し、いまだに先天性梅毒で苦しむ子供たちが後を絶たない。デング熱、マラリア、フィラリア、流行性髄膜炎、新生児破傷風、レプトスピラ症、トリパノソーマ症、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎、梅毒、結核、エイズ…。「感染症の宝庫」といった表現も決しておおげさなものとは言えない。1歳未満の新生児死亡率は約10%、生まれてきた子供の10人に1人が1歳の誕生日を迎えることなく死亡する。多くは感染症か下痢、低栄養が原因だ”(山本太郎 “ハイチという国で暮らし始める” 『世界週報』2003. 9. 23, p. 64) との現状報告がされている。
  - (6) 加盟21カ国で1951年12月に発足した。2004年4月現在の加盟国数35。米州地域の平和と安全保障及び紛争の平和的解決を目的とする。See, <http://www.oas.org/>
  - (7) 1973年に旧イギリス領のカリブ海諸国の統一を目指して結成された。14カ国と1地域が加盟している。本部はジョージタウン(ガイアナ)で、紛争調停機関としてカリブ海司法裁判所の設立協定が署名された(1999. 10. 27)。See, <http://www.caricom.org/>

## 【II】事実の概要

今回のクーデターにいたる事実関係をほぼ半年前から時系列で確認しておきたい。革命やクーデターのような非合法な形での政権の変更については、ケースバイケースで事実関係を遡及して確認する必要があるが、ハイチについては貧困と政情不安定が常住している状況であり、今回のクーデターに至るプロセス自体の理解

のためには、直近半年間を振り返れば足りるからである。

- ① 2003. 9. 22 ……ゴナイブ Gonaives 近郊のサンマルクで、アリストイド派武装集団“人食い軍”の指導者アミオ＝マタイエが両眼と心臓を打ち抜かれて暗殺される。マタイエ支持派の群集約1000名がゴナイブ市内でバリケードを築き、2日間に亘り警官隊と衝突した。彼らは暗殺が内務省による陰謀であるとしてアリストイド大統領の退陣を要求した。

- ② 2004. 1. 1 ……独立 200 周年記念式典が南アフリカのムベキ Bakili Mbeki 大統領(1942 年 6 月 18 日生まれ, 1999 年 6 月 16 日大統領就任)らが出席して挙行された。アリスティドは“わが国は世界の黒人解放運動の中心にある”と述べ、貧困撲滅など 21 項目に亘る再建目標を発表し、2015 年までの長期構想を披瀝した。しかし、建国 200 年を期して、反政府デモが各地で発生し、首都ポルトープランス Port au Prince では 5000 人以上が大統領の退陣を求めて官邸周辺でデモを行った。警察が催涙ガスを使用し、デモ参加者数名が負傷した。反政府勢力の中心である“市民社会グループ”代表はアリスティドの退陣まで闘うと表明した。
- ③ 2004. 2. 5 ……旧軍事政権の残党が各地で反乱を起こし、11 都市で警官 15 名を含む 40 人以上が死亡した。元警察局長のガイ＝フィリップ Guy Philippe (1968. 2. 29 ~) 率いる民族解放再建戦線 (FLRN) がドミニカ国境からハイチに侵入した<sup>(8)</sup>。
- ④ 2004. 2. 12 ……ハイチ警察とアリスティド支持派の市民武装グループがサンマルク St. Marc の支配権を奪回する作戦を開始し、ヘリコプターからの銃撃などによる攻撃を展開した。
- ⑤ 2004. 2. 15 ……パウエル米国務長官が CARICOM 外相らと対応策を協議し、“外国の警察力に秩序回復のための役割があるかもしれない”と述べ、ハイチ介入を示唆した。
- ⑥ 2004. 2. 16 ……アリスティド大統領が米州機構 OAS に反乱部隊鎮圧のための支援を要請したが、2 月 5 日以来の暴動ですでに死者は 56 名に達した。
- ⑦ 2004. 2. 17 - 18 ……北西部のゴナイブ Gonaives と北東部フォールリベルテがそれぞれ別個の武装集団の支配下に落ちた。
- ⑧ 2004. 2. 20 ……ハイチ駐在米大使がアリスティド大統領及び反大統領派と相次いで会談し、新首相任命と顧問協議会の発足などを含む調停案を提示した。この調停案はカリブ共同体の提案を基礎にしており、アメリカ、カナダ、フランス、国連、米州機構 (OAS)、欧州連合 EU なども仲介作業への支援を表明した。
- ⑨ 2004. 2. 21 ……アリスティド大統領がアメリカ、カナダ、フランス、OAS、カリコム、EU からなる使節団と会談し、アメリカ主導でまとめられた調停案の受け入れを表明し<sup>(9)</sup>、自らは 2006 年 2 月の任期満了まで大統領職にとどまる意思を示した。しかし、野党勢力の中心たる“市民社会グループ”のアンドレ＝アペイド代表は大統領の即時辞任を要求し、調停受け入れを拒否した。
- ⑩ 2004. 2. 22 ……ガイ＝フィリップ率いる反政府武装勢力が人口 50 万人の同国第 2 の北部の都市カパイシアン Cap Haitien を攻撃し制圧した。軍服姿で銃を持った反政府勢力がトラックで市内を走り回り、略奪や放火を繰り返した。空港では反政府勢力と大統領派が衝突し 8 人が死亡した。
- ⑪ 2004. 2. 23 ……ポルトープランスから北方約 20km にある町ポストゥカゾでも武装勢力の攻撃が始まった。地元メディアによると警察署が襲撃され警官 3 名が死亡した。この日の午後、アメリカはポルトープランスの米大使館警護のため海兵隊員 50 名を急派した。
- ⑫ 2004. 2. 25 ……フランスのドビルバン外相 Dominique de Villepin (1953. 11. 14 ~, 2002 年 5 月現職) がハイチの治安回復のために国際警察部隊の緊急派遣を求める声明を発表し、アリスティド大統領の責任を指摘した。カナダのグラハム外相 Bill William Graham (1939. 3. 17 ~, 2002 年 1 月 15 日現職) もアリスティドの辞任を要求する発言を行った。ブッシュ米大統領がハイチ国際治安部隊の創設・派遣の意思を表明した。また、同日、メキシコが約 70 名のメキシコ国民を帰国させるためポルトープランスに軍用機を派遣した。
- ⑬ 2004. 2. 26 ……反政府武装集団が首都から約 50km 北東のミルバレ Mirebalais<sup>(10)</sup> と南部の Cayes を制圧した。首都では武装集団の侵攻を恐れた警官の離脱が相次ぎ治安が悪化した。
- ⑭ 2004. 2. 26 ……ジャマイカのナイト Keith D. Knight 外相がカリブ共同体を代表して、ハイチへの治安部隊派遣を国連安保理に要請した。
- ⑮ 2004. 2. 27 ……反政府武装勢力がハイチ南西部の同国第 3 の都市レカイ Les Cayes を制圧し<sup>(11)</sup>、北部からも首都ポルトープランスに約 40km に迫る。アメリカ政府は、アリスティド大統領の退陣とボニファセ＝アレクサンドレ最高裁長官への権限委譲を求めた。ガイ＝フィリップが“ポルトープランスを包囲し、幹線道路と海上を封鎖した”と発表した。
- ⑯ 2004. 2. 28 ……争乱による死者が 100 人を超え、反政府勢力が“29 日までにアリスティドが退陣しなければ、首都攻撃を開始する”と警告した。武装集団のリーダー、ガイ＝フィリップが“米国の要請に応じて、ポルトープランスへの進攻を 1 日か 2 日見合わせる。米国から直接、要請があったわけではなく、インターネットで得た情報に基づく判断だ”と述べた。
- ⑰ 2004. 2. 29 ……午前 3 時に米軍兵士がアリスティドの

私邸を訪ね出国を強要した。アリストイドは中央アフリカ共和国に向けて移送された。アメリカのメディアは“アリストイド大統領がドミニカに出国した”と一斉に報道。ハイチのネプトゥン首相がアリストイド氏の辞任を正式発表し憲法の規定に従い、ボンファセ＝アレクサンドレ最高裁長官が後任の大統領に就任すると述べた。国連安保理は緊急公式会合を開き、ハイチに治安維持のために多国籍部隊の派遣を承認する決議案を全会一致で採択した。この決議では多国籍軍の活動が3ヶ月以内に国連の平和維持部隊に引き継がれることを定めた<sup>(12)</sup>。

- ⑱ 2004. 3. 1……ガイ＝フィリップがポルトープランス入りし、記者会見で再軍備の必要性を強調し、外国はハイチに内政干渉すべきではないと牽制した。数百人のアメリカ海兵隊が上陸し、空港や大統領府などの警備に当たった。ラムズフェルド米国防長官が派遣米兵が2000名規模になると発言した。フランス軍部隊第1陣50人もポルトープランスに到着した。アリストイド前大統領は中央アフリカの首都バンギ Bangui に到着した。
- ⑲ 2004. 3. 2……ガイ＝フィリップが旧国軍司令部（軍廃止後は博物館として利用されている）のバルコニーに立ち、“国軍最高司令官”就任を宣言し、“警官の9割を統制化においた。この国は私の手中にある”として、治安を掌握していることを強調した。同日、憲法の規定に基づきアレクサンドレ最高裁長官が臨時大統領に就任したが<sup>(13)</sup>、ガイ＝フィリップはこの暫定政権を尊重し政治的に関与しない旨を表明した。更に、彼はネプチュン首相や民兵勢力を拘束し掃討する意向を表明した。
- ⑳ 2004. 3. 3……米海兵隊とガイ＝フィリップが秘密会談を行った。その際、海兵隊は多国籍部隊が前大統領の民兵を武装解除し首都の治安維持に当たることを通告し、更に、ガイ＝フィリップの警察長官就任を認めないとして武装解除を迫った。これに対して、

ガイ＝フィリップは“秩序回復のための多国籍軍部隊を歓迎する。首都の治安維持は多国籍軍に任せる。もし、命令があれば、自ら率いる民兵組織の武装解除に応じる”と発言し、指揮をアレクサンドレ暫定大統領にすべて預ける意向を表明した。アレクサンドレ暫定大統領がラジオ演説で武装勢力と前大統領派の双方に武装解除を呼びかけた。新警察長官にレオン＝シャルルが任命され、首相が非常事態を宣言し、治安維持を担当する委員会の設置を発表した。

- ㉑ 2004. 3. 5……カナダのプラット国防相がアリストイド政権崩壊後のハイチ安定化を目的とした多国籍部隊の一員として450名を90日間の予定で派遣すると発表した。
- ㉒ 2004. 3. 7……ハイチの首都ポルトープランスの大統領官邸付近で、アリストイド政権の崩壊を祝いデモを繰り広げていた数千人の群集に対して何者かが発砲し、少なくとも6人が死亡し、約20名が負傷した。
- ㉓ 2004. 3. 9……ハイチ暫定政権の首相候補を決める“賢人会議”は、国連工業開発機関 UNIDO 高官や、1988年誕生のマニガ政権で外相を歴任したジェラル＝ラトルチ Gerard Latortue 氏を指名した。
- ㉔ 2004. 3. 15……ハイチのアリストイド前大統領が逃亡先の中央アフリカからハイチの隣国ジャマイカに一時的亡命を認められて到着した。これをうけて、ハイチ政府は翌16日、駐ジャマイカ大使を召還し、カリブ共同体・共同市場 CARICOM からの一時脱退を表明した。
- ㉕ 2004. 3. 17……アレクサンドレ Boniface Alexandre 暫定大統領がポルトープランスで暫定内閣の13閣僚を任命した。
- ㉖ 2004. 3. 25～26……カリブ共同体・共同市場 CARICOM は2日間に亘り首脳会議を開き、加盟国であるハイチの暫定政権を承認しないことで合意した<sup>(14)</sup>。

(注)

- (8) 反乱軍の指導者ガイ＝フィリップ Guy Philippe はエクアドルでアメリカによって陸軍将校としての教育を受けた。彼は1995年に新設のハイチ国家警察に入隊し、ドミニカ共和国との北部国境線のオーナミンテ Ouanaminthe 地区の司令官に任命された。その後、1997年から99年にかけて、彼は首都ポルトープランスの北部大都市圏デルマス Delmas の警察長官を務めた。彼の任期中に、国連・米州機構の国際文民使節団は、フィリップの代理であるベルトニー＝バジル Berthonny Bazil 監察官の命令で、数十名のギャングが警察に

よっていとも簡略に死刑執行された事実を知った。2000年10月18日、ハイチの首相はフィリップ及び他の将校がクー＝デターを企んでいると発表した。彼らは逮捕される前にドミニカ共和国に逃亡した。See, [http://www.flashpoints.net/Haiti\\_Rebel\\_Leaders.html](http://www.flashpoints.net/Haiti_Rebel_Leaders.html); <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/americas/3495944.stm>

反乱軍が住民の支持を得てポルトープランスに入った状況については次を見よ。See *Newweek* March 15, 2004, pp. 24～5; *The Economist* March 6th – 12th 2004, pp. 24 – 5.

- (9) “この和平案は、OASやカリコムが提示した先の調停案を、米国・カリブ諸国・旧宗主国フランスなどが取りまとめ

たもの。野党側も含めた暫定評議会を設置し、新首相（中立派）と内閣（野党勢力も含めた顧問協議会）を選び、国際選挙監視団の監視の下で総選挙を実施、これと引き換えに武装勢力は戦闘を停止し、大統領は06年までの任期を全うするという内容”『ハイチ年表』(<http://www10.plala.or.jp/shosuzki/chronology/carib/haiti.htm>)。なお、本稿の事実の概要の調査に当たり、『ハイチ年表』から多くの示唆を得た。

- (10) ミルバレではドルネウス Dorneus 警察署長が警官としては41人目の、警察署長としては最初の殉職者になった。See, Eruption in Mirebalais: Two Killed, Including HNP Chief, by Ismene Zarifis, Port-au-Prince (URL:<http://www.nchr.org/insight/mireba.htm>) .
- (11) カイエ Cayes はカトリック教区としてサント＝ドミンゴ Santo Domingo への最初の入植以来発展してきた。北部のカプシアン教区と実質的に同じである。See, <http://www.newadvent.org/cathen/03469b.htm>
- (12) SCR1529 (2004) .
- (13) “Should the office of the President of the Republic become vacant for any reason, the President of the Supreme Court of the Republic, or in his absence, the Vice President of the Court, or in his absence, the judge of the

highest seniority and so on by order of seniority, shall be invested temporarily with the duties of the President of the Republic by the National Assembly duly convened by the Prime Minister. The election of a new President for a new five (5) year term shall be held at least forty-five (45) and no more than ninety (90) days after the vacancy occurs, pursuant to the Constitution and the Electoral Law.” (Constitution of Haiti, 1987:Art. 149) . Cf. <http://www.georgetown.edu/pdba/Constitutions/Haiti/haiti1987.html>

- (14) その理由を The Japan Times のインターネット版は次のように述べている：“15カ国で構成するカリブ共同体はアメリカの支援を受けて成立したハイチの新たな暫定政権を承認するつもりは無い…。同共同体の指導者たちはバセテール Basseterre でのサミットの最終日にコンセンサスでこの決定を下した…。…彼らはジャン＝ベルトラン＝アリスティド Jean Bertrand Aristide の2月29日の出国の事情と先例としての重大性に鑑みて、新政権と公式の関係を開かないことにした…。3月25日、彼らは、国連総会に対して、反乱軍が首都に迫る中でアメリカ兵に銃口を突きつけられて誘拐されたというアリスティドの主張を調査するよう要請した。” (<http://www.japantimes.co.jp/weekly/news/nw2004/nw20040403a5.htm>)

### 【Ⅲ】国際法上の問題点

#### (1) 政府承認に関する正統主義

一国の政府が革命やクー＝デターで非合法に変更したとき、国際社会のその他の諸国はみずからの政治的判断に基づいて新政権との外交関係を再開するか否かを自由に決定できる。所謂政府承認 recognition of government は承認国の裁量行為であって国際法上の義務ではない。つまり、新政府としては一般的事実上の政府 general de facto government としての権力が確立していれば、政府承認の要件を満たしているのである。この事実主義が政府承認に関する国際法規として確立している。これに対して、政府の権力の確立だけでは政府承認（そして国家承認 recognition of state の場合も）の要件として不十分であって新政権に一定の正当性が必要であると主張する説がある。そうした立場を一般的に正統主義 Legitimatism といっている<sup>(15)</sup>。

政府承認に関する正統主義は時代により、そして地域によりその内容は変化しており、一様ではない。特に、ナポレオン戦争後のヨーロッパで神聖同盟を指導したメッテルニヒ Fyrist von Metternich (1773～1859) よって君主主義的正統主義が主張されたことはよく知られている。しかし、この主義は神聖同盟 Holy Alliance (1815. 9. 26～) の消滅とともに主張されなくなった<sup>(16)</sup>。これに変わって登場したのが、いわゆるトバル主義 Tobar Doctrine である。この主義はラテン＝アメリカで頻発し

た革命やクー＝デターに対処するためにエクアドルの前外相のトバル Carlos Tobar が1907年に中米5カ国間条約で提唱した政策であって、非合法手段で成立した新政権に対して自由な選挙によって新指導者が選ばれるまで政府承認を行わないとした。その内容にかんがみて立憲的正統主義 constitutional legitimacy<sup>(17)</sup>とも呼ばれている。第2次大戦後も、東西冷戦の下、アメリカ政府は社会主義政権に対する不承認政策を展開し、ソビエトも1969年11月12日公表のブレジネフ＝ドクトリン Brezhnev Doctrine に基づいて社会主義圏内の自由推進派政権を承認せず軍事干渉を実行していた。この米ソの立場はイデオロギー的正統主義といえよう。このように各国はその時代の国際環境に適応して独自の承認政策を実行してきたのであって、政府承認（そして国家承認も）は各国の外交権または主権に属する問題として扱われてきた。要するに、非合法に成立した新政権に対しては、一方でこれを承認する国家が存在し、他方でこれを承認しない国家が存在することは主権国家の並存する国際社会では必然の帰結であって、国際法上の承認制度は実際には事実主義を唯一の原則的規範として発達してきたのである。

このように、特定の国家または国家群の外交政策として正統主義が主張されてきたが、ラテン＝アメリカ諸国または米州大陸諸国の地域主義 regionalism は、すでに1823年12月2日、モンロー＝ドクトリン Monroe Doctrine（その内容は米州大陸と欧州大陸との相互不干渉の要求である）としてアメリカのモンロー大統領 James

Monroe (1758. 4. 28 ~ 1831. 7. 4, 在職 1817. 3. 4 ~ 1831. 7. 4) によって表明された<sup>(18)</sup>。その後の、米州大陸の地域主義は組織化・制度化され、1890年には米州連合 International Union of American Republics<sup>(19)</sup>として、1951年にはそれを引き継いだ米州機構 Organization of American States : OASとして結実した。問題は、地域主義一般の通有性でもあるが、米州諸国家ないし OAS が完全な政治的一体性を保持しているわけではなく政治的対立を内包している点にある。具体的には、アメリカは

米州ないし OAS の一員として他の地域に対抗すると同時に、他の米州諸国家を”アメリカの裏庭 Our Back Yard”として自らの勢力圏にあるものとみなしているのである。米州域内でのアメリカに対する反発は、ナチスの戦犯がアルゼンチンやバレーなどのラテン＝アメリカ諸国に逃亡し、そこで匿われて余生を全うした事実によく現れている。こうした米州内でのアメリカとその他の諸国家との政治的対立は、今回のハイチでのクー＝デターに際してもよく現れている。

(注)

(15) 国際法が国際政治の産物でもあることを考えると、正統主義がさまざまな形で各方面から主張されるのはやむをえないとも考えられる。それが政策の表明の本質を持つ限り、その出現を抑止・禁止することは不可能であり無意味でもある。正統主義は承認・不承認の口実として利用されるのが実態ではないかという疑問が出てくるのである。イギリスは事実主義に基づく承認を行っていることは国共内戦終結後、早々と北京政権を承認した事実によく現れているが、アメリカはイデオロギー的正当主義を振りかざし 1972年まで北京政府を承認しなかった。このような承認制度の持つ恣意性にかんがみ、また、“承認 recognition”の中に“同意 approval”が含まれているとの誤解を避けるため、最近、英米は国際法上の政府承認の実行を控えているという。See, Peter Malanczuk, *Akehurst's Modern Introduction to International Law* (7th revised edition), Routledge, 1987, pp. 86 ~ 88.

このような事実主義と正統主義との関係は、国際法上の中立(戦時における局外中立と永世中立)と国家の中立政策との関係に類似しているといつてよい。なぜなら、そこに法と政策との関係という法哲学的テーマが含まれているからである。見よ、高山岩男著『国際的中立の研究』原書房刊 1980.

(16) “The Holy Alliance was a general treaty, hardly indeed a treaty at all which bound its signatories to act on certain vague principles for no well-defined end; and in its essence it was so far from necessarily reactionary that the emperor Alexander at one time declared it involved the grant of liberal constitutions by princes to their subjects. ....As a diplomatic instrument the Holy Alliance never as a

matter of fact, became effective. None the less, its principles and the fact of its signature powerfully affected the course of European diplomacy during the 19th century.” ([http://25.1911encyclopedia.org/H/HO/HOLY\\_ALLIANCE.htm](http://25.1911encyclopedia.org/H/HO/HOLY_ALLIANCE.htm))

(17) 田畑茂二郎著『国際法 I (新版)』有斐閣刊 1943, p. 275.

(18) モンロー＝ドクトリンは 1823 年 12 月 2 日、モンロー大統領の連邦議会への第 7 回目の年次報告の中で表明された。その中で政府承認に関係する部分を抜粋しておこう：“ヨーロッパに関する我々の政策は、ヨーロッパを長らく苦しめている今次の戦争の初期に決定されたが、それは従前と変わりのないものである。すなわち、他国の内政に干渉せず、事実上の政府を我々にとっての正統政府と考え、当該政府との友好関係の構築に努め、正直で確固として勇ましい政策でこの関係を保護し、すべての国家の正当な要求に全力で答え、何人の加害行為にも屈しないことである。Our policy in regard to Europe, which was adopted at an early stage of the wars which have so long agitated that quarter of the globe, nevertheless remains the same, which is, not to interfere in the internal concerns of any of its powers; to consider the government de facto as the legitimate government for us; to cultivate friendly relations with it, and to preserve those relations by a frank, firm, and manly policy, meeting in all instances the just claims of every power, submitting to injuries from none.” (<http://www.yale.edu/lawweb/avalon/monroe.htm>)。この部分を見る限り、モンロー宣言では当初、政府承認に関して事実主義に従う趣旨であったことが窺われる。やがて、アメリカの国際政治上の地位が高まるにつれて、正統主義に移行していったものと思われる。

## (2) ハイチに対する周辺諸国の対応

まず周辺諸国の対応であるが、今回のクー＝デターに大きな影響力を行使したアメリカから見ておこう。アメリカはジェームズ＝フォーリー駐ハイチ大使 James B. Foley (1957. 4. 4 ~, in post since Feb. 25, 2003) を通じて政府転覆計画を実行したとされる<sup>(19)</sup>。20世紀初頭以来、ニカラグアやメキシコ、パナマ、ホンジュラス、グアテマラ、コスタリカ、ハイチ、キューバやドミニカ共和国などに対して行った“我が裏庭 Our Back Yard”政策を

依然として展開していることが知られる<sup>(20)</sup>。それを証明するかのよう、ブッシュ大統領は 2004 年 2 月 29 日、次のような声明を発表している；“アリストイド大統領が辞職し、出国した。ハイチの憲法は機能している。憲法の規定に従い暫定大統領が就任している。私はハイチに秩序と安定をもたらすために、暫定国際軍の主力として、海兵隊に展開を命じた。私は国際社会と協力するため、そういう決定を下した。合衆国政府はハイチが輝かしい将来に期待を持てるようにしなければならないと考

えている。今回の事件はハイチの新しい歴史の始まりである。私は、ハイチの人々が暴力を排除し、過去から断絶したチャンスを生かせるよう期待している。合衆国は援助する準備はできている。”<sup>(21)</sup> こうしたアメリカの対応を見ると、カリブ海諸国の国内情勢は直接アメリカの平和に影響するものと理解しているようである。かつて、ロシア帝国に接する中央アジア諸国が“ロシアの脆弱なわき腹 Russia's southern underbelly”<sup>(22)</sup> としてイギリスによって植民地化されたことが想起される。カリブ海諸国は、過去のアメリカの行動から判断すると、“アメリカの裏庭 Our Back Yard” であると同時に、地政学的に“アメリカのわき腹 America's underbelly”<sup>(23)</sup> に相当するといえる。これらの国が政情不安定になれば、アメリカは自らの国益を守るために、これまで積極的に、軍事・外交両面で介入してきたのである。今回のハイチのクーデターに対しても、典型的な対カリブ海外交が展開されたと見ていい。人間も国家も下腹の痛みは当人が最もよくわかるということであろう。国際法的表現を用いるならば、対内主権 (= 国内秩序の安定) は対外主権 (= 国際関係の安定) と密接不利の関係にあり、同根のものなのである。

次に、ハイチと国境線を接する東のドミニカ共和国については、反乱軍の基地がおかれていたといわれ、クーデター支持国と見ていい。また、エクアドルはクーデターの首謀者ガイ＝フィリップ Guy Philippe (1968～) がかつて 1991～94 年まで亡命し、アメリカ軍の訓練を受けていた事情から、ドミニカ共和国と同様、クーデター支持国に入るといえる。これに対し、西に位置するジャマイカについては、アリストイド前大統領の一時的亡命を認めた事実 (2004. 3. 15) から判断すると、反クーデター派に色分けできよう。このように、同じカリブ海諸国であっても国によって対応に差が出ている。また、日本は外務省が海外情勢について国民向けに 4 段階の勧告 (1. 在留邦人への退避勧告 2. 渡航延期勧告 3. 渡航是非検討勧告 4. 注意勧告) を発表しているが、今回のハイチ情勢については首都ポルトープランスには渡航延期勧告を、それ以外の全土に退避勧告を出している<sup>(24)</sup>。わが国政府は海外情勢については政治的判断をまじえず、客観情勢の分析に努めていることを示しており、自国民の保護を、少なくとも初期的には、事実主義に基づいて実施せざるを得ないことを示している。

(注)

(19) 2002 年 10 月 29 日に、200 人のハイチ人が亡命を求めてマイアミに到着した。その劇的な到着がアメリカのマスコミで大きく報道された。11 月 15 日に、ハイチ国中でクーデターのうわさが広がり、暴力的な抗議行動が各地で勃発した。翌 2003 年 2 月 25 日にアメリカはクリントン Bill William Clinton (1946. 8. 19～, 第 42 代大統領 1993～2001) 政権時代の国務省報道官ジェームズ＝フォーリー James B. Foley (1957. 4. 4～) をハイチ大使に任命した。この人事は、コンヴォ戦争時 (1997～99) に彼がテロ組織 KLA をヘロイン＝マネーで政治組織に作り変えた実績を買われたものといわれる。そして 9 月に彼がポルトープランスに着任し、ハイチ政府転覆計画に着手したといわれる。Ibid., 『ハイチ年表』。On James B. Foley's career, see URL (<http://usembassy.state.gov/haiti/wwwhambassador.html>) .

(20) Ibid., 浦野起央編著『20 世紀世界紛争事典』esp., pp. 1111～1178.

(21) この短い声明は合衆国東部時間 1:05 p.m. に始まり、1:07 p.m. に終わった。See <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/02/20040229.html>

(22) “これらの古き国々は旧ソ連によって占領されていた期間、厳しい略奪に苦しんだ。ロシア南部の下腹 Russia's southern underbelly を守る位置にあるため、今日、これらの国々はロシアの占領によって世界最悪の環境被害のいくつかを蒙って

いる” (<http://www.beeland.com/Across%20the%20Stans.htm>)。“ロシアのわき腹 Russia's Underbelly” とは、ロシア南部の国境地帯であって、ロシア領も非ロシア領をも含む概念である。このことは、注 (23) で指摘する“アメリカのわき腹 America's underbelly” 概念についても当てはまる。

(23) “アメリカの下腹に位置するベネズエラは、反米諸国家の新たな非公式の同盟に対して資金を提供している。私は、石油に振り回されているブッシュ政権がこの脅威を認識していないのではないかと思う。ましてこの脅威に対抗することなどできないであろう (.....in America's underbelly, Venezuela is becoming the financier of a new, informal alliance of anti-American states. I'm not sure that the oil-woozy Bush Administration is capable of recognizing, much less confronting this threat. 注: ゴチック筆者)” <http://bilgeseablogger.com/archives/000175.php> 尤も、この言葉は、アメリカ国内政治の欠陥や弱点を意味する言葉としても使われている。See, e.g., Cheri Honkala, Welfare Reform and the 'Deadbeat Dad' or Unemployed Father? (<http://www.fwhc.org/welfare.htm>); James Nall, Times such as these ([http://www.jamesnall.com/December/Times\\_such\\_as\\_these.htm](http://www.jamesnall.com/December/Times_such_as_these.htm))

(24) 日本国外務省のウエブ＝サイト ([http://www.pubanzen.mofa.go.jp/attached2//2004t069\\_1.gif](http://www.pubanzen.mofa.go.jp/attached2//2004t069_1.gif)) 参照。

### (3) 国連・OAS・CARICOMの対応

それでは、次に、国連をはじめとする関係国際機構の対応を見ておこう。まず国連であるが、国連およびその加盟国の行動原則として、内政不干涉原則が憲章上明記されている (§ 2 (7))。しかし、同条但書は、同時に国際平和の維持が問題となっているときは、内政不干涉原則によっても国連の強制措置の発動が妨げられないことをも明らかにしている。まして、その種の問題を審議し勧告することは、国連総会および安保理の本質的かつ固有の権限である (§ 12, § 14)。この権限に基づき安保理は、ハイチのアリステイド大統領が出国シークー＝デターが成功した2004年2月29日、その4919会合で次のような決議を採択した。

“安全保障理事会は、……

ハイチにおける政治的安全と人道的事態の悪化を深く憂慮し、すでに発生している人命の損失を悲しみ、……

ハイチおよびその地域で市民の安寧を含めて人権を確保し、人道的活動部隊を支援できる安全な環境を確立しなければならないと考え、

米州機構 (OAS) 及びカリブ共同体 (CARICOM) が指導力を発揮して平和的解決を推進し、特に行動計画を通じて紛争当事者間の信頼の確立に努めるよう促し……

ハイチの新大統領が国際社会に対してハイチの平和と安全の回復、及び進行中の合憲的な政治プロセスの推進を緊急に支援するよう求めていることに配慮し、……

とりわけ住民が他の周辺諸国家に流出する恐れがあるため、ハイチの事態が国際の平和と安全およびカリブ海地域の安定に対する脅威になっていると認め、(a)

国連憲章第7章に基づき、

1. 加盟国に対して、ハイチでの憲法的継続性と現在進行中の政治プロセスとを支援し、併せて今回の危機の平和的永続的解決の促進を支援するよう要請し；
2. この決議採択後3ヶ月以内を条件として直ちに以下の目的での多国籍暫定軍 Multilateral Interim Forceの展開を許可する (b) ；
  - (a) ハイチで進行中の憲法に従った政治プロセスへの国際支援をアレクサンドレ大統領の要請に応じて提供するため、状況が許す限り適切に、ハイチの首都その他の地域での安定的環境を確保すること；
  - (b) 人道支援の提供と国際人道支援要員のハイチ人民へのアクセスを容易にすること；
  - (c) 公共の安全と法秩序を確立・維持し、併せて人権を促進・保護するために、ハイチの警察と沿岸警備隊に国際支援の提供を容易にすること；
  - (d) 国連や米州機構を含めた国際機構および地域機構がハイチ人民を支援するための条件整備を援助す

ること；

- (e) 人道的事態の更なる悪化を防止するために、必要に応じて、米州機構特別使節団及び国連ハイチ特別顧問と協議すること；

その上で安保理はさらに、

3. 平和的で合憲的な政治プロセスの継続と安全で安定した環境の維持のため、安保理としては国連安定化部隊 United Nations stabilization force を直ちに設置する用意があることを宣言し、事務総長に対して米州機構と協議してこの決議採択後なるべく30日以内に、安定化部隊の規模・構成・任務につき国際警察の役割や米州機構特別使節団との調整手段を含んだ勧告であって、そしてこの決議採択後3ヶ月以内の国連軍の展開を要求する勧告を安保理に提出するよう要請する。(c) ；……
5. 同時に安保理としては、加盟国に対して緊急に多国籍暫定部隊に要員・装備・その他必要な財政的兵站的支援を提供し、部隊指令部と国連事務総長に対して任務に参加する意思があることを通報するよう求めるものであり、多国籍暫定軍に参加する加盟国の負担を軽減するよう自発的に支援することが重要であると考える。；……
7. さらに安保理としては、ハイチのすべての紛争当事者に対して暴力を停止するよう要請し、すべての当事者が人権を含む国際法を尊重しなければならず暴力に対して個人責任が発生し責任が免除されないことを確認し、現在の危機を解決するために紛争当事者が憲法の継続と進行中の政治プロセスを尊重し正当なハイチ国軍と公的機関そして人道機関に任務を遂行させることを要請する。；……
10. また安保理としては、国際社会とりわけ国連、米州機構そしてカリブ共同体に対して、民主的諸制度の再建のために長期的にハイチの人々と協力し、社会的経済的発達を促進し貧困と戦うための戦略の展開を支援するよう要請する。(d) ；……” (以上抄訳、下線筆者)<sup>(25)</sup>

下線 (a) の箇所は、安保理がハイチの事態が国際の平和または安全に対する脅威になっていると認定したことを意味しており、国連憲章第7章に基づく権限を安保理が行使していることを示している (§ 39)。下線 (b) と (c) は平和の破壊・侵略行為の認定に続く具体的な勧告的措置として憲章に根拠がある (§ 39)。しかし、そこでいう多国籍暫定軍や国連安定化部隊は、国連憲章 § 41 ~ 47 が予定している国連軍では勿論ないし、朝鮮戦争や第1次湾岸戦争で認められた強制的 (制裁目的) の国連軍でもない。むしろ、多国籍暫定軍はイラクに派遣されて



いる日本の自衛隊と同じく安保理の勧告決議に対する国連加盟国の義務の履行であってPKOの事前準備型の行動である。多国籍暫定軍として軍隊を派遣しているのはアメリカとメキシコだけである。アリスティド大統領(当時)の要請に応じて派遣される点にPKOとは異なるその性格が現れている。PKOであれば、紛争当事者の同意を得なくても派遣できることについてはすでに慣行が成立している<sup>(26)</sup>。PKOは国連の実際の活動の中から生まれた安全保障のシステムであって、今回の国連安定化部隊は58番目のPKO(展開中のPKOとして14番目になる)になる<sup>(27)</sup>。2004年3月15日、国連のアナン事務総長はその指揮をブラジルに任せる意向を表明した。これを受けて、ブラジル政府は南リオグランデRio GrandeのサンレオポルドS. Leopoldoの第19機動歩兵大隊1100名を派遣する方向で検討を始めたという<sup>(28)</sup>。

下線(d)は、憲章第8章が“地域的取極Regional Arrangements”の表題の下に地域的紛争について地域的機関や地域的取極の利用が奨励されていることに基づき、勧告の中に入れられたものと思われる。特に憲章§52③は、“安全保障理事会は、関係国の発意に基づくものであるか安全保障理事会からの付託によるものであるかを問わず、…地域取極又は地域的機関による地方的紛争の平和的解決の発達を奨励しなければならない”と定め、地域的機関や地域的取極を国連が利用できる場合は利用すべきことを定めている。特に国連設立に当たり、1つの普遍的機関としてでなく、複数の地域的機関の連合体として設立しようとの意見があったことを考えると<sup>(29)</sup>、地域的紛争について地域的機関を活用するのは現在の国連自体が認めている現実的な方策なのである。

ところで、今回のハイチのクー＝デターに対して、ハイチが属するその地域的機関たる米州機構Organization of American States(OAS)とカリブ共同体Caribbean Community(CARICOM)はどう対応したのであろうか?まず、2004年2月16日に、アリスティド大統領(当時)がOASに反乱軍鎮圧のための支援を要請したが、その3日後の2月19日に、OASの常設理事会Permanent Councilは次のような「ハイチの公序と民主主義強化の支持Support for Public Order and Strengthening Democracy in Haiti」決議861(1400/04)を採択している; “米州機構の常設理事会は、……

米州機構憲章が代表民主制こそ地域の安定、平和、発達の不可欠の条件であり、OASの主要目的の1つとして不干渉原則を尊重してこの機構を強化・奨励することを挙げていることに配慮して、……

米州機構ハイチ民主制強化特別使節団の重要な役割を承認し、

最近の危機解決に向けて援助しているカリブ共同体(CARICOM)の卓越した指導力を歓迎し、以下のとおり決議する。

1. ハイチの各地で発生している暴力を激しく非難し、直ちに停止することを要求する。また、最近の危機から生じた人命の喪失や負傷を遺憾に思い、法の支配rule of lawによって確立している統治制度に挑戦する犯罪的行動を非難する。
2. ハイチの憲法秩序を支持し、ハイチの事態の平和的解決を目指すカリブ共同体CARICOMの指導を確固として支持する。(e)
3. ハイチのすべての関係当事者に対して、2004年1月31日にジャマイカのキングストンで開催されたハイチ問題会合が作成したCARICOM事前行動計画が示す信頼醸成措置confidence-building measuresに従うよう要請する。CARICOM事前行動計画では特に…武装勢力の武装解除、広範な基礎の上に立つ諮問評議会の設立、公衆が信頼する中立かつ独立の首相を指名して新政権を発足させること、…を提案している。
4. 合憲的手段で公共の秩序の回復に努めているハイチのジャン＝ベルtrand＝アリスティドJean-Bertrand Aristide大統領の政府を確固として支持し(f)、OASの関連諸決議から生ずる約束を含めて、CARICOMの計画で示されたすべての行動を期限内に履行するよう要請する(g)。……
10. OAS特別使節団に対して目的達成に向けたCARICOMの計画を支援するよう要請し、OAS事務局長に対してハイチ危機の解決のためにCARICOMと協力するよう要請する。……”(以上抄訳、下線筆者)<sup>(30)</sup>

下線(e)及び(g)から読み取れるのは、OASが国連に対しては地域機構として特別法的関係に立つものの、CARICOMに対しては一般法的地位にあり、ハイチ情勢に対してはCARICOMの対応が優先的に適用されるという関係である。つまり、ローマ法諺に所謂“特別法は一般法を破るGeneralibus specialia derogant”の関係が成立しているが、一般法ながらも国連憲章第6及び7章は強行法規Jus Cogensの明文化と解され、それに基づく安保理の決定は地域機構の決定に優先する法段階的効力が認められている。すなわち、ハイチへの多国籍暫定軍や国際安定化部隊の派遣は、OASやCARICOMの同意を要しない強行性を持つ措置(=国内問題であるとの主張が排除される措置)だと解される<sup>(31)</sup>。

下線(f)は、CARICOMとしてはハイチの現政権を支持し反乱軍に組まないことを表明したものであり、クー＝デターの波及を恐れる周辺諸国家ないしCARICOM

として一般的な政治的・外交的対応を表明したものである。したがって、決議のこの箇所特に重大な法的意味はなく、カリブ海諸国は独自の立場でハイチの新政権との関係を決定できることは国際法上の政府承認制度として保障されているといわなければならない。

2004年2月29日にハイチでクーデターが成功するが、その3日前の2月26日、米州機構 OAS は新たに「ハイチ情勢 Situation in Haiti」決議 862 (1401/04) を採択する。同決議は云う；

“米州機構の常設理事会は、……

政治的危機解消のために支援するカリブ共同体 (CARICOM) の指導力と OAS のハイチ民主制強化特別使節団の役割を高く評価し；

ハイチ情勢の悪化と市民への影響を深く憂慮し；

現在の危機を平和的に解決するための最善の展望を提供した CARICOM の計画を野党が拒否したことを深く遺憾に思い、彼らが再考してくれることを期待して以下のとおり決議する：

1. 国連安全保障理事会がハイチ危機に対して憲章に規定されているような必要且つ適切な緊急措置をとるよう要請する。(h)
2. ハイチ情勢の解決を促進するため、OAS のすべての関連決議に従った OAS ハイチ特別使節団とその活動を支援し、とりわけ CARICOM の計画への支持を再確認する。
3. OAS 事務局長に対して国連事務総長及び彼の代表者と密接に連絡を取って2つの機構間を調整・補完することを要請する。特に、OAS ハイチ特別使節団の活動を考慮して目的にふさわしい措置を OAS 理事会に報告するよう事務局長に要請する。”(抄訳、下線筆者)<sup>(32)</sup>

下線 (h) が本決議の本質的部分であって、地域の集団安全保障機構としての OAS は、OAS 内部での集団的自衛権に基づく対応を放棄し、国連の集団安全保障機能に逆委任した形になっている。内部に政治的対立を抱える OAS や CARICOM よりも、普遍的基礎の上に立つ国連の集団安全保障機能、特に強制措置に依存したほうが紛争解決の実効性が高くなるからであろう。

次に、今次のハイチのクーデターと新政権に対するカリブ共同体 CARICOM の対応であるが、3月26日に公式の声明が出されている。3月25 - 26日にかけて、カリブ共同体 CARICOM はセントクリストファー＝ネービス St. Christopher and Nevis の首都バステール Basseterre で首脳会議第15回定例会合 Inter - Sessional Meeting を

開催し、このコミュニケの1部として“ハイチに関する声明 Statement on Haiti Issued by the 15th Inter-Sessional Meeting of the Conference of the Heads of Government of the Caribbean Community, 25-26 May 2004, Basseterre, St. Kitts and Nevis” を発表したのである。同声明は云う；

“各国政府首長は法の支配を守り、民主的プロセスを守り、ハイチで起きているような民主的プロセスの中断を避けることで合意した。

各国政府首長は国連の後援の下での調査を繰り返し要求した。アリストイド大統領の辞職をめぐって出回っている錯綜した情報に鑑みて、各国政府首長は、合憲的に選出された元首からの権力の移転をめぐるすべての事情が完全に調査されるべきだと強く感じている。(i) ……

第15回定例会合は……ジャマイカ政府がアリストイド一家に一時的滞在を許可したことに感謝する。……

各国政府首長はハイチで民主的プロセスが中断しているとの認識を繰り返し表明した。彼らは、2004年3月3日に声明で「反乱軍を正当化するような如何なる行動も取るべきではない (j)」との考えを表明したことを想起している。彼らはまた、ハイチ暫定政権の首長ジェラルド＝ラトルチュ Gerard Latortue の「ジャマイカとの関係の凍結」及び「CARICOM との関係の休止」に関する公式宣言にも注目している。こうした事態の展開によって、CARICOM の各理事会でハイチの暫定政権を受け入れるのが困難になっており、CARICOM 参加についての聞き取りができなくなっている。……

CARICOM 諸国政府首長は暫定的に、ハイチの各地で CARICOM の支援を調整するための履行部隊 Task Force を設置すべしとする事務局長の提案を受け入れる。(k) ……  
各国政府首長は国際社会に対して人道的救援とハイチの発達とその諸機関の復活のために支援を行うよう訴えた。”(抄訳、下線筆者)<sup>(33)</sup>

下線 (i) と (j) はラテン＝アメリカに固有のトバル主義 Tobar Doctrine の系に属する正統主義を表明したものと解しうる。下線 (k) にいう“履行部隊 Task Force”は国連の PKO 部隊 (国際安定化部隊 United Nations stabilization force) の指揮下に入って国連の PKO 活動に組み込まれるものと考えられる。その意味では、ユーゴ紛争の際、1992年、国連防護軍 UNPROFOR のもとに NATO が派遣した NATO 軍に類似した地位に措かれることになろう<sup>(34)</sup>。もっとも、任務の内容自体は、ユーゴとハイチでは相当異なっていることは容易に想像できる。

(注)

- (26) S/RES/1529 (2004) . 決議本文は国連のホームページ (<http://www.un.org/>), 又は, アメリカ国務省のホームページ (<http://www.state.gov/p/wha/rls/30171pf.htm>) から取得できる。
- (27) “冷戦時代に開始されたその後のすべての平和維持活動は本来的に関係国の同意によって設置された。何らかの形で国家の同意が平和維持部隊展開の要件になっているけれども, 国連機関は最近まで**国家主権 state sovereignty**原則を尊重しており, グループの同意を不可欠の要件とはみなしていなかった。例えば, 国連コンゴ活動 United Nations Operation in the Congo (ONUC) の行動はカタンガ州の分離に反対し同州大統領モアズ=チョンベ Moise Tshombe の同意なしで行動した。ONUC は新独立国コンゴの中央政府の1960年の要請に基づき, 法と秩序を回復し旧宗主国ベルギーの撤退を監視するために設置された。しかし, 新政府内での権力闘争やベルギー軍の支援を受けたカタンガ州の分離の動きに続いて, 事態は最終的に内戦に突入した。(4)
- 国家に関してさえも, 実際は, 同意原則は第1次国連緊急軍 UNEF I の撤退に見られるような絶対的権威を以って常に適用されてきたわけではない。例えば, 国連コンゴ活動 ONUC の場合, コンゴ中央政府内部で対立していたルンバ首相やカサヴブ大統領などの政治指導者が特に政敵に絡めて国連を非難し, 自らの主張を推進するため直接的な行動に走った。これに対して, 国連は当初の受権任務を遂行する自由を主張し, “明確な命令や公平な第3者の判決のいずれも存在しないとき〔自己の受任任務を〕解釈する権利”(5)を持つと主張した。” Brian D. Lepard, *Rethinking*

*Humanitarian Intervention*, Penn. State Univ. Press, 2002, p. 181.

- (27) 日本の外務省のホームページに情報が出ている。See, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pko/katudo.html>
- (28) Ibid., 『ハイチ年表』 (<http://www.10.plala.or.jp/shosuzuki/chronology/carib/haiti.htm>)
- (29) 第2次大戦後の平和維持の国際機構を地域主義的立場から構想していたのはフランクリン=デラノ=ローズベルト大統領 Franklin Delano Roosevelt (1882 ~ 1945, 1933 ~ 45 in office) その人であったという。彼は1943年夏頃までにはハル国務長官 Cordell Hull (1871 ~ 1955, 1933 ~ 44 in office) その他の意見を聞き入れ, 普遍主義的機構とすることに同意したという。見よ, 加藤俊著作『国際連合成立史』有信堂刊, 2000, pp. 15 ~ 18.
- (30) 本文は, 英語, スペイン語, フランス語, ポルトガル語で OAS のホームページで公開されている。See, <http://www.oas.org/consejo/resolutions/res861.asp>
- (31) 武力行使の違法は代表的な強行法規 *jus cogens* であり, これに対処する集団安全保障措置は強行法規の執行の意味をもつといえる。国連憲章第7章の強制措置が国内管轄権原則に優位するとの規定 (§ 2 (7) 但書) もそこに根拠がある。
- (32) See <http://www.oas.org/consejo/resolutions/res862.asp>
- (33) カリブ共同体 Caribbean Community and Common Market (CARICOM) のハイチのクーデターに対する公式の声明はこれだけである。See, <http://www.caricom.org/archives/15inthgc-haitistatement.htm>
- (34) 拙稿『NATO 軍によるユーゴ空爆と国際法』金沢経済大学論集第33巻第3号, 2000, p. 58.

#### 【IV】 結語

今回のハイチのクーデターについては, 事実関係で未解明の部分もあるし, 本稿で論じなかった国際法上の論点も多い。独立200年祭を祝うハイチにとって, 今回のクーデターはハイチという国家を世界に知らしめる象徴的な事件だったような気がする。尤も, ハイチ情勢に気をもんだのはアメリカをはじめとする周辺諸国家と関係国際機関だけだったようであり, 日本やヨーロッパ諸国はハイチ情勢を“対岸の火事”と見ていた節があることも事実である。今から160 ~ 70年前の明治維新(1867年)期の内乱を欧米列強が世界地図の端っこにある極東の小国の問題として等閑視したのが思い出される。それを思うと, 最貧国ハイチの将来の道も険しいといわなければならない。

ところで, 本論では紙幅の関係で論じきれなかった問題点があるのでここで簡単に指摘だけしておきたい。

- ① 今回のクーデターの直接の原因は, アリテイド大統領が軍部によるクーデターを恐れて軍隊を解散したために, 軍部の不満分子が反乱を起こしたのだという。

大統領が自分の身を守るために自衛権のツールとしての軍隊を解散するのは, 国家指導者としての資質を疑わせる行為であり, クーデターの指導者ガイ=フィリップ Guy Philippe (1968. 2. 29 ~) もそのことを示唆する発言をしている<sup>(35)</sup>。軍隊は国家の主権(独立権)を守るための国家機関であって, 今日, 永世中立国(スイス, オーストリア, ラオス, トルクメニスタン)をはじめすべての国家が軍隊を保有している。軍隊は対外的独立を確保し, ひいては国内の人民の安全を確保する機能を果たしており, いかにも軍部によるクーデターの可能性が高くとも, 国家として軍隊を解散するのは盗人に家を空け渡すに等しい。

- ② ハイチに限らず多くのラテン=アメリカ諸国は, 軍部によるクーデターとその後の独裁制を経験しており, その独裁制を倒すために, また, 革命やクーデターを経験するという悪循環に陥ってきた。その意味で, 非合法的な政府の変更を避けるためにトバール主義(1907年)が主張された事情もわかる。このトバール主義を主張する前に独裁制を生み出さない国内の憲法秩序を構築し, 革命やクーデターを予防する必要がある

る。その点で参考になるのが、NATIZを経験したドイツが第2次大戦後に採用した憲法秩序（連邦国家、大統領制、憲法裁判所、立法権の分散、連邦議会、連邦評議会、ヨーロッパ統合への参加、などを特徴としている）<sup>(36)</sup>である。ナチスの復活を恐れるドイツがどういふ憲法秩序を採用しているかは、革命やクーデターに苦しむラテン＝アメリカ諸国にとって学ぶべき課題である。

- ③ハイチが加入しているカリブ共同体・共同市場 Caribbean Community and Common Market (CARICOM) は、14カ国と1地域を加盟国として1973年に結成されたが、ほとんどが元英領植民地または現英領であって、イギリス領とならなかったのはハイチ（元フランス領）とスリナム（元オランダ植民地）の2カ国に過ぎない。まさにカリブ海はイギリス法の伝統が充満している区域といつてよく、その中でハイチはフランス革命（1789年）の影響を受けて独立した国家として、やはり独自の歴史を持っていることは認めなければならない。2004年5月1日に25カ国に拡大した欧州連合 European Union においても、フランスはフランス革命の直接の当事者としてその伝統を誇り、先進

的・前衛的な人権主張をすることで知られている<sup>(37)</sup>。今回のハイチのクーデターについても、クーデターを支持したハイチの住民と亡命した元大統領を支持した他の CARICOM 諸国との間に伝統的または文化的な対立感情がありはしないか検討する必要がある。本来、合理的であるべき地域的国際機構 CARICOM の中に、伝統的文化的対立が確認できれば、国際社会の中でハイチの独自性を強調する事件として今回のクーデターはエポックメイキングな意味を持つかもしれない。

- ④ガイ＝フィリップ Guy Philippe (1968. 2. 29～) 自身は、自ら率いる反乱軍を“ハイチ解放民族革命戦線 National Revolutionary Front for the Liberation of Haiti”<sup>(38)</sup>と呼んでいるが、今回の政変は権力機構内部での非合法的な権力奪取の性格が強く、革命というよりクーデターと呼ぶべきである。
- ⑤カリブ共同体・共同市場 Caribbean Community and Common Market (CARICOM) は一般的にカリブ共同体 Caribbean Community (CARICOM) と略称されて使用されているので注意しなければならない。

(注)

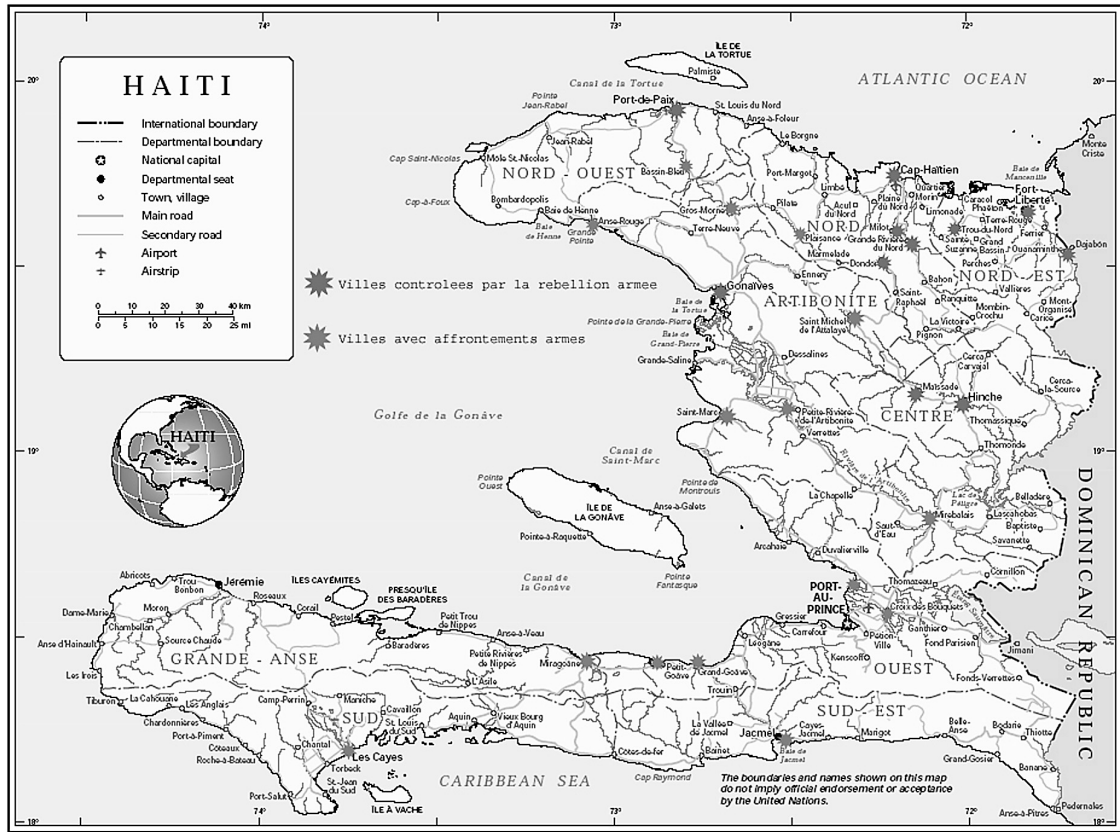
- ③5 アリストイドがハイチを出国する前に、フィリップはワシントン＝ポスト誌の記者に次のように語っている；“民主主義は5年の任期などではない。民主主義は、生きる権利であり、食べる権利であり、健康を保つ権利である。アリストイドはこうした原則を全部無視してきたのだ” (<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/americas/3495944.stm>)
- ③6 ドイツの国家法秩序をわかりやすく説明した著作として、

例えば、次を見よ。Jochen Zenthoefer, STAATSRECHT 1 (Staatsorganisationsrecht), Richter Verlag, 2002.

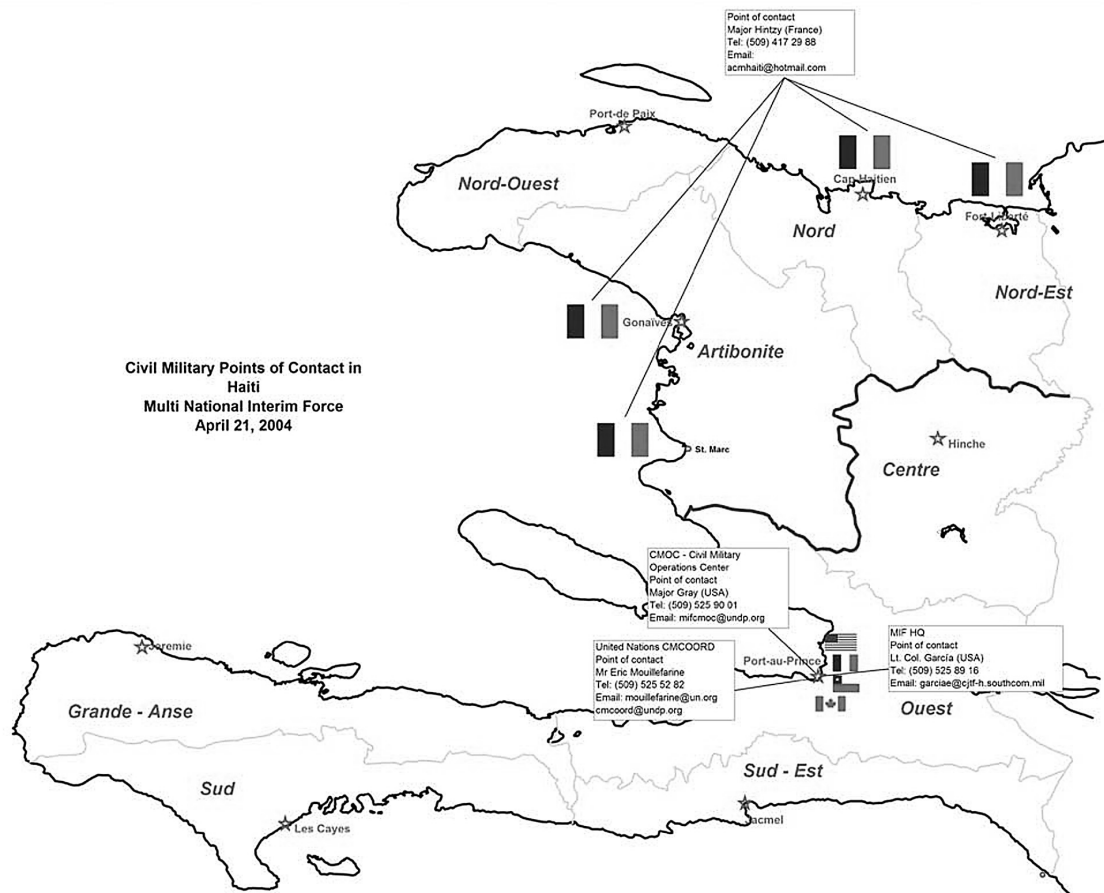
- ③7 最近の人権の前衛的局面としてジェンダー Gender (女性の人権) が諸国家共通の立法的課題になっている。フランスを含めた諸国家の対応についてみよ。Cf. Jurist No. 1237 (2003. 1. 1 - 15) .
- ③8 <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/americas/3495944.stm>

#### 《References》

1. A. Anghie, et. al. (eds.), *The Third World and International Order*, Leiden, NED. Brill Academic Publishers, 2003.
2. John Peeler, *Building Democracy in Latin America* (2nd ed.), Lynne Rienner Pub., 2004.
3. Eugene Gogol, *The Concept of Other in Latin American Liberation*, Lexington, 2002.
4. Euclid A. Rose, *Dependency and Socialism in the Modern Caribbean*, Lexington, 2002.
5. George Philip, *Democracy in Latin America*, Polity Pr., 2003.
6. Byers et. al. (eds.), *United States Hegemony and the Foundation of International Law*, Cambridge, 2003.
7. Mari Katayama, *Human Rights Functions of United Nations Peacekeeping Operations*, Kluwer, 2002.
8. *South America, Central America and the Caribbean*, Europa Pub., 2004.
9. D. M. Malone and Y. F. Khong (eds.), *Unilateralism and U. S. Foreign Policy*, Lynne Rienner, 2002.
10. Gerhard Menzel, *Der Schwarze Traum vom Glyck Haiti seit 1804*, Peter Lang, 2001.



【参考資料Ⅰ 叛乱地域】（出典 <http://www.reliefweb.int/w/map.nsf/wByCLatest/>）



【参考資料Ⅱ 多国籍暫定軍の駐留地】（出典 <http://www.reliefweb.int/w/map.nsf/wByCLatest/>）

